

【資料4】

環境清掃審議会資料
令和8年3月24日
環境部ごみ減量対策課

プラスチック使用製品廃棄物分別回収の区内全域実施について

プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラスチック）分別回収の区内全域実施について、以下のとおり報告します。

1 概要

令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック廃棄物の分別収集、再商品化等が自治体の努力義務とされ、区では令和6年10月から、一部地域において、これまでの容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの回収を開始した。その結果、排出者に大きな混乱は見られず、ごみ減量に効果が見られたため、令和8年4月から資源プラスチック回収として、区内全域で実施する。

2 周知方法

令和7年9月以降 清掃研修会等において、町会・自治会へ説明及び協力依頼
令和8年1月以降 ホームページ及び広報すぎなみ（2月1日号）による周知
「ごみと資源の分け方・出し方」全戸配布、
「プラスチックの出し方が変わります」全戸配布等

3 実施時期

令和8年4月 資源プラスチック区内全域回収開始
（これまでと同様、プラスチックの曜日に回収します。）